

# 取下手続書類等一覧表

	提出書類等	郵便切手・収入印紙等
1 不動産仮差押 不動産仮処分 (処分禁止)  ※抹消登記が 必要な場合 (不要な場合 は種別3によ る)	○ <b>取下書</b> (当事者目録, 物件目録を合綴して, 契印 (割印) 又は頁数を付したもの) 部数=正本1部 副本×債務者の数  ○ <b>登記権利者・義務者目録</b> 法務局1か所につき 部数=1 (権利者・義務者は発令時とは逆になること, 発令 後に住所変更があっても, 住所は発令時の住所とな ることに注意してください。) (法人の場合, 代表者の表示は不要)  ○ <b>登記嘱託用物件目録</b> 法務局1か所につき 部数=1	○ <b>郵便切手</b> ・債務者1人につき <u>94円</u> ・法務局1か所につき 嘱託書送付料 返送料 <u>574円</u> <u>574円</u> ○ <b>収入印紙</b> (登記印紙は不可) 不動産1筆につき <u>1000円</u> (ただし, 同一法務局で20筆を超える場合は一 律2万円。また, マンションなど区分所有建 物の場合は, 専有部分を1筆とするほか, 敷地 も符号ごとに1筆となります。) ○ <b>滞納処分庁の差押えがあるとき</b> <u>84円</u>
2 債権仮差押	○ <b>取下書</b> (当事者目録, 仮差押債権目録を合綴して 契印(割印) 又は頁数を付したもの) 部数=正本1部 副本×債務者・第三債務者の数	○ <b>郵便切手</b> ・債務者1人につき <u>94円</u> ・第三債務者1人につき <u>94円</u> ○ <b>滞納処分庁の差押えがあるとき</b> <u>84円</u>
3 占有移転禁止仮 処分, 作為・不 作為の仮処分, 動産仮差押	○ <b>取下書</b> (当事者目録, 物件目録(図面がある場合 は添付)を合綴して契印(割印) 又は頁 数を付したもの) 部数=正本1部 副本×債務者の数	○ <b>郵便切手</b> ・債務者1人につき <u>94円</u>

- ※1 当事者の住所, 代表者等に変更があった場合は, 保全命令発令時から現在のものまでつながりが分かる, 3  
か月以内に発行された**住民票**, **法人の登記事項証明書**を提出してください。
- ※2 当事者が死亡している場合は, 被相続人の出生から死亡までの**除籍謄本**, **戸籍謄本**, **住民票**(又は**戸籍の附  
票**)のほか, 相続人を確定するのに必要な**戸籍謄本**が必要になります。また, 取下書に添付する当事者目録に  
は, 相続人全員の記載(例: 債務者亡○○承継人○○)が必要です。
- ※3 ①不動産登記嘱託を要する保全命令が発令されてから3年を経過している場合, ②登記事項に変更があっ  
た場合(例: 保全命令発令後競売手続等で既に保全登記が抹消されている場合, 保全登記後に分筆登記や床面  
積等の変更があった場合等)には, **最新の登記事項証明書**を添付してください。
- ※4 保全命令が発令されてから5年を経過している事件は, **債権者の印鑑証明**(本人申立ての場合)又は**委任状**  
(代理人申立ての場合)及び**債権者・債務者・第三債務者の住民票**又は**戸籍の附票**(個人の場合), **法人の登  
記事項証明書**(法人の場合)を提出してください。また, **保全決定正本の写し**があれば, 提出願います。

(例) 取 下 書

(例) 登記嘱託用の登記権利者・義務者目録, 物件目録

取下書 (  全部  一部 )

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

横浜地方裁判所第3民事部 御中

債権者  債権者代表者  
 債権者代理人弁護士

債権者 は, 御庁における下記事件につき, 都合により申立ての  
 全部  
 一部 (別紙物件目録記載の物件)  
を取下げます。

記  
事 件 番 号 等 平成\_\_\_\_年(ヨ)第\_\_\_\_号  
 不動産  債権  反差押命令申立事件  
 不動産  仮処分命令申立事件

当 事 者 の 表 示 別紙当事者目録記載のとおり  
物 件 の 表 示 別紙物件目録記載のとおり  
 仮差押債権の表示 別紙仮差押債権目録記載のとおり

添付書類  
 委任状  
 商業登記簿謄本

(注) 1 欄には該当事項を, 2欄には該当する□に印をそれぞれ記入してください。  
2 郵務・収入印紙・添付書類の額, 必要枚数を確認してください。  
3 用紙は必ずA5サイズの横置きのものを使用してください。

登記権利者・義務者目録

神奈川県横浜市中区一丁目4番5号  
登記権利者 ○ ○ ○ ○

神奈川県横浜市中区寿町一丁目2番3号  
登記義務者 ○ ○ ○ ○

物 件 目 録

1 所 在 横浜市中区一丁目  
地 番 2番3号  
地 目 宅地  
地 積 123.45平方メートル

2 所 在 横浜市中区一丁目2番3号  
家屋番号 123番  
種 類 住宅  
構造 木造スレート葺2階建  
床 面 積 1階 45.56平方メートル  
2階 35.45平方メートル

- ※ 登記権利者又は義務者が法人の場合, 代表者の記載は不要です。
- ※ 附属建物(物置・車庫等), 区分所有建物(マンション等)の敷地権があるときは, 物件目録に記載が必要です。